厚生労働省発医政0828第2号
令　和　８　年　８　月　２８日

各 都 道 府 県 知 事　殿

厚生労働事務次官
（ 公 印 省 略 ）

医療施設等設備整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和54年７月27日厚生省発医第117号厚生事務次官通知の別添「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和８年４月１日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村等に対し国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

新	旧
（厚生省発医第１１７号 昭和５４年７月２７日 最終改正厚生労働省発医政　　第　号 令和　　年　　月　　日） 医療施設等設備整備費補助金交付要綱 １～２　（略） （交付の対象） ３　この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２０条第１項第１号から第３号及び離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第１０条第１項第１号から第３号までに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 (1) へき地診療所設備整備事業 平成１３年５月１６日医政発第５２９号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業とする。 ア、イ　（略） (2)　（略） (3) へき地巡回診療車（船）整備事業 「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車及び巡回診療船の整備事業 イ　社会福祉法人恩賜財団済生会が行う巡回診療船の整備事業（ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。） ウ　次に掲げる者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車及び巡回診療船の整備事業に対して都道府県が補助する事業 (ア)市町村等(イ)日本赤十字社(ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、イに掲げる場合を除く。）(エ)全国厚生農業協同組合連合会(オ)社会福祉法	（厚生省発医第１１７号 昭和５４年７月２７日 最終改正厚生労働省発医政1007第３号 令和７年１０月７日） 医療施設等設備整備費補助金交付要綱 １～２　（略） （交付の対象） ３　この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２０条第１項第１号から第３号及び離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第１０条第１項第１号から第３号までに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 (1) へき地診療所設備整備事業 平成１３年５月１６日医政発第５２９号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業とする。 ア、イ　（略） (2)　（略） (3) へき地巡回診療車（船）整備事業 「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業 イ　社会福祉法人恩賜財団済生会が行う巡回診療船の整備事業（ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。） ウ　次に掲げる者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業に対して都道府県が補助する事業 (ア)市町村等(イ)日本赤十字社(ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、イに掲げる場合を除く。）(エ)全国厚生農業協同組合連合会(オ)社会

新	旧
人北海道社会事業協会 エ　都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車及び巡回診療船の整備事業に対して都道府県が補助する事業	福祉法人北海道社会事業協会 エ　都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業に対して都道府県が補助する事業
(4) ～ (9)　　(略)	(4) ～ (9)　　(略)
(10) 遠隔医療設備整備事業 平成１３年４月２６日医政発第４８４号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う遠隔医療設備整備事業 イ　市町村等及び厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設等が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業	(10) 遠隔医療設備整備事業 平成１３年４月２６日医政発第４８４号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う遠隔医療設備整備事業 イ　市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業
(11) ～ (13)　　(略)	(11) ～ (13)　　(略)
削除	(14) 産科医療機関設備整備事業 平成２１年４月１日医政発第０４０１００７号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う産科医療機関設備整備事業 イ　次に掲げる者が行う産科医療機関設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業 (ア) 市町村等 (イ) 日本赤十字社 (ウ) 社会福祉法人恩賜財団済生会 (エ) 全国厚生農業協同組合連合会 (オ) 社会福祉法人北海道社会事業協会 (カ) その他厚生労働大臣が適当と認める者
(14) 分娩取扱施設設備整備事業 (略)	(15) 分娩取扱施設設備整備事業 (略)
(15) ICT を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業 平成２１年３月３０日医政発第０３３００１１号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業 ア、イ　(略)	(16) ICT を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業 平成２１年３月３０日医政発第０３３００１１号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」に基づき実施する次の事業 ア、イ　(略)

新	旧
（16）解剖・死亡時画像診断等設備整備事業 （略） （17）実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 （略） （18）在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業 平成３１年２月１３日医政発０２１３第１０号厚生労働省医政局長通知「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業 イ　市町村、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設並びに上記通知で定める指定訪問看護事業者及び薬局が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業に対して都道府県が補助する事業 （19）遠隔 ICU 体制整備促進事業 昭和５２年７月６日医発第６９２号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づき実施する次の事業とする。 ア、イ　（略） （20）新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業） （略） （21）重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 （略） （交付額の算定方法） ４　この補助金の交付額は、次の（１）から（６）により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 （１）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業	（17）解剖・死亡時画像診断等設備整備事業 （略） （18）実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 （略） （19）在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業 平成３１年２月１３日医政発０２１３第１０号厚生労働省医政局長通知「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業 イ　市町村、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業に対して都道府県が補助する事業 （20）遠隔 ICU 体制整備促進事業 昭和５２年７月６日医発第６９２号厚生労働省医政局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。 ア、イ　（略） （21）新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業） （略） （22）重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 （略） （交付額の算定方法） ４　この補助金の交付額は、次の（１）から（６）により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 （１）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

新	旧
（１）～（13）　（略）	（１）～（13）　（略）
削除	（14）ア　都道府県が行う産科医療機関設備整備事業
（14）ア　都道府県が行う分娩取扱施設設備整備事業	（15）ア　都道府県が行う分娩取扱施設設備整備事業
（15）ア　都道府県が行う ICT を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業	（16）ア　都道府県が行う ICT を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業
（16）ア　都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業	（17）ア　都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業
（17）ア　都道府県が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業	（18）ア　都道府県が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業
（18）ア　都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	（19）ア　都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業
（19）ア　都道府県が行う遠隔 ICU 体制整備促進事業	（20）ア　都道府県が行う遠隔 ICU 体制整備促進事業
（20）ア　都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）	（21）ア　都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）
（21）ア　都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	（22）ア　都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業
ア、イ　（略）	ア、イ　（略）
（２）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業	（２）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業
（２）～（９）　（略）	（２）～（９）　（略）
（20）イ　病院、診療所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）に対し、都道府県が補助する事業	（21）イ　病院、診療所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）に対し、都道府県が補助する事業
ア、イ　（略）	ア、イ　（略）
（３）　（略）	（３）　（略）
（４）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業	（４）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業
（１）～（12）　（略）	（１）～（12）　（略）
削除	（14）イ　都道府県が補助する産科医療機関設備整備事業
（14）イ　都道府県が補助する分娩取扱施設設備整備事業	（15）イ　都道府県が補助する分娩取扱施設設備整備事業
（15）イ　厚生労働大臣が適当と認める者が行う ICT を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業に対して都道府県が補助する事業	（16）イ　厚生労働大臣が適当と認める者が行う ICT を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業に対して都道府県が補助する事業
（16）イ　都道府県が補助する解剖・死亡時画像診断等設備整備事業	（17）イ　都道府県が補助する解剖・死亡時画像診断等設備整備事業
（17）イ　都道府県が補助する実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業	（18）イ　都道府県が補助する実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業
（18）イ　都道府県が補助する在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	（19）イ　都道府県が補助する在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業
（19）イ　都道府県が補助する遠隔 ICU 体制整備促進事業	（20）イ　都道府県が補助する遠隔 ICU 体制整備促進事業

新	旧
ア、イ　（略）	ア、イ　（略）
（５）　（略）	（５）　（略）
（６）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （21）イ　都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 ア、イ　（略）	（６）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （22）イ　都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 ア、イ　（略）

新

１区分	２種目	３基準額	４対象経費	５補助率	６下限額
（略）					
へき地巡回診療車（船）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）
	削除	削除	削除		削除
（略）					

旧

１区分	２種目	３基準額	４対象経費	５補助率	６下限額
（略）					
へき地巡回診療車（船）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）
	歯科巡回診療車	１台当たり 20,000千円	歯科巡回診療車に積載する歯科医療機械器具購入費 （例）歯科用ユニット、デジタルＸ線装置、オートクレーブ、歯科用コンプレッサー、その他診療に必要な機械器具		一
（略）					

新	旧
削除	産科医療機関設備
削除	医療機器整備費
削除	1か所当たり17,035千円
削除	産科医療機関として必要な医療機器購入費
削除	2分の1
削除	1品につき100,000円
（略）	（略）
5～13　（略）	5～13　（略）
第1～5号様式　（略）	第1～5号様式　（略）

厚生省発医第１１７号
昭和５４年７月２７日
最終改正厚生労働省発医政0828第2号
令和８年８月２８日

医療施設等設備整備費補助金交付要綱

（通　則）

1　医療施設等設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生省労働省令第６号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

2　この補助金は、へき地医療の確保、臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

（交付の対象）

3　この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２０条第１項第１号から第３号及び離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第１０条第１項第１号から第３号までに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。

（１）へき地診療所設備整備事業

平成１３年５月１６日医政発第５２９号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））の設備整備事業

イ　次に掲げる者が行うへき地診療所の設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）(イ)日本赤十字社(ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会(オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

（２）へき地患者輸送車（艇）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う患者輸送車、患者輸送艇及び患者輸送用雪上車の整備事業

イ　次に掲げる者が行う患者輸送車、患者輸送艇及び患者輸送用雪上車の整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等(イ)日本赤十字社(ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会(オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

ウ　都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院、へき地診療所又は都道府県知事の判断に基づき事業を実施する病院及び診療所の開設者が行う患者輸送車、患者輸送艇及び患者輸送用雪上車の整備事業に対して都道府県が補助する事業

エ　豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第２項の規定に基づく指定区域内に所在するへき地診療所（へき地診療所施設整備費補助金の交付を受けて設置した診療所及び国民健康保険直営診療所をいう。）の開設者が行う医師往診用小型雪上車の整備事業に対して都道府県が補助する事業

（３）へき地巡回診療車（船）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車及び巡回診療船の整備事業

イ　社会福祉法人恩賜財団済生会が行う巡回診療船の整備事業（ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）

ウ　次に掲げる者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車及び巡回診療船の整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等(イ)日本赤十字社(ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、イに掲げる場合を除く。）(エ)全国厚生農業協同組合連合会(オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

エ　都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車及び巡回診療船の整備事業に対して都道府県が補助する事業

（４）離島歯科巡回診療用設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、都道府県が行う離島歯科診療班派遣事業に必要な歯科医療機器の整備事業

（５）過疎地域等特定診療所設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業

イ　市町村等が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業に対して都道府県が補助する事業

（６）沖縄医療施設設備整備事業

一般疾病の診断、治療を行う医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３１条の規定する都道府県、市町村等及びその他厚生労働大臣の定める者（以下「公的団体」という。）が設立する沖縄県内に所在する病院の医療機器整備事業

（７）奄美群島医療施設設備整備事業

一般疾病の診断、治療を行う鹿児島県立大島病院の医療機器整備事業

（８）へき地保健指導所設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行うへき地保健指導所の設備整備事業

イ　市町村等が行うへき地保健指導所の設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

（９）へき地医療拠点病院設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備事業

イ　都道府県知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備事業に対して都道府県が補助する事業

(10) 遠隔医療設備整備事業

平成１３年４月２６日医政発第４８４号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う遠隔医療設備整備事業

イ　市町村等及び厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設等が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業

平成１６年３月３１日医政発第0331018号厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」に基づき私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を除く。）が開設する医療施設が行う臨床研修病院支援システム設備整備事業

(12) へき地・離島診療支援システム設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業

イ　次に掲げる者が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業に対し、都

道府県が補助する事業

(ア)市町村等(イ)日本赤十字社（ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会（オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(13) 離島等患者宿泊施設設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業

イ　次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等(イ)日本赤十字社（ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会（オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(14) 分娩取扱施設設備整備事業

平成２１年４月１日医政発第０４０１００７号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う分娩取扱施設設備整備事業

イ　次に掲げる者が行う分娩取扱施設設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等(イ)日本赤十字社（ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会（オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(15) ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業

平成２１年３月３０日医政発第０３３００１１号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業

ア　都道府県が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業

イ　厚生労働大臣が適当と認める者が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(16) 解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

平成２２年３月３１日医政発０３３１第１７号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

イ　次に掲げる者が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等(イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(17) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

平成３０年３月３０日医政発０３３０第６号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

イ　次に掲げる者が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア) 市町村等(イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(18) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

平成３１年２月１３日医政発０２１３第１０号厚生労働省医政局長通知「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

イ　市町村、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設並びに上記通知で定める指定訪問看護事業者及び薬局が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業に対して都道府県が補助する事業

(19) 遠隔ICU体制整備促進事業

昭和５２年７月６日医発第６９２号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う遠隔ICU体制整備促進事業

イ　厚生労働大臣が適当と認める者が行う遠隔ICU体制整備促進事業に対して都道府県が補助する事業

(20) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）

令和６年３月１日医政発0301第２号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の３第１項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所の開設者が実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）

イ　病院、診療所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）に対し、都道府県が補助する事業

(21) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

令和７年３月５日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継･開業支援事業

イ　診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に対し、都道府県が補助する事業

なお、ア又はイの診療所に市町村が主体的に追加支援等を行う場合は国の採択の際に配慮する。

（交付額の算定方法）

4　この補助金の交付額は、次の（１）から（６）により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

（１）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（１）ア　都道府県が行うへき地診療所設備整備事業

（２）ア　都道府県が行うへき地患者輸送車（艇）整備事業

（３）ア及びイ　都道府県等が行うへき地巡回診療車（船）整備事業

（４）離島歯科巡回診療用設備整備事業

（５）ア　都道府県が行う過疎地域等特定診療所設備整備事業

（６）沖縄医療施設設備整備事業

（７）奄美群島医療施設設備整備事業

（８）ア　都道府県が行うへき地保健指導所設備整備事業

（９）ア　都道府県が行うへき地医療拠点病院設備整備事業

（10）ア　都道府県が行う遠隔医療設備整備事業

（11）臨床研修病院支援システム設備整備事業

（12）ア　都道府県が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業

（13）ア　都道府県が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業

（14）ア　都道府県が行う分娩取扱施設設備整備事業

（15）ア　都道府県が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業

（16）ア　都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

（17）ア　都道府県が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

（18）ア　都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

（19）ア　都道府県が行う遠隔ICU体制整備促進事業

（20）ア　都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）

（21）ア　都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

ア　次の表の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第５欄に掲げる補助率を乗じて得た額の

合計額を交付額とする。

（２）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（２）ウ　都道府県が補助するへき地患者輸送車（艇）整備事業

（３）エ　都道府県が補助するへき地巡回診療車（船）整備事業

（９）イ　都道府県が補助するへき地医療拠点病院設備整備事業

(20) イ　病院、診療所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）に対し、都道府県が補助する事業

ア　次の表の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して最も少ない額に第５欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（３）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（５）イ　都道府県が補助する過疎地域等特定診療所設備整備事業

ア　次の表の第２欄に定める種目について、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に４分の３を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（４）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（１）イ　都道府県が補助するへき地診療所設備整備事業

（２）イ及びエ　都道府県が補助するへき地患者輸送車（艇）整備事業

（３）ウ　都道府県が補助するへき地巡回診療車（船）整備事業

（８）イ　都道府県が補助するへき地保健指導所設備整備事業

(10) イ　都道府県が補助する遠隔医療設備整備事業

(12) イ　都道府県が補助するへき地・離島診療支援システム設備整備事業

(14) イ　都道府県が補助する分娩取扱施設設備整備事業

(15) イ　厚生労働大臣が適当と認める者が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(16) イ　都道府県が補助する解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

(17) イ　都道府県が補助する実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

(18) イ　都道府県が補助する在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

(19) イ　都道府県が補助する遠隔ICU体制整備促進事業

ア　次の表の第２欄に定める種目について、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除

した額とを比較して少ない方の額に第５欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

（５）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(13) イ　都道府県が補助する離島等患者宿泊施設設備整備事業

ア　次の表の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（６）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(21) イ　都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

ア　次の表の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額と都道府県が補助した額（※）とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額を交付額とする。

※ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の２分の１を下回らないこと。

１区分	２　種　目	３　基　準　額	４　対　象　経　費	５補助率	６下限額
へき地診療所	医療機器整備費	１か所当たり 16,500千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費	２分の１ （ただし、沖縄県にあっては４分の３）	1品につき 250,000円 （ただし、沖縄県にあっては、375,000円）
へき地患者輸送車（艇）	患者輸送車	(1) マイクロバスの場合 １台当たり 2,829千円 (2) ワゴン車の場合 １台当たり 1,474千円	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	２分の１	―
	患者輸送艇	１隻当たり 10,198千円	患者輸送艇購入費		―
	患者輸送用雪上車	１台当たり 8,543千円	患者輸送用雪上車購入費		―
	医師往診用小型雪上車	１台当たり 440千円	医師往診用小型雪上車購入費		―
へき地巡回診療車（船）	巡回診療車	１台当たり 1,426千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費	２分の１	―
	巡回診療用雪上車	１台当たり 4,241千円	巡回診療用雪上車及び診療用雪上車に積載する医療機械器具購入費		―
	巡回診療船	１隻当たり 9,081千円 （中型の場合は １隻につき 24,982千円）	巡回診療用船舶建造費及び診療船に積載する医療機械器具購入費		―
離島歯科巡回診療用設備	遠隔型離島用設備	１班当たり 1,870千円	離島歯科巡回診療に必要な歯科医療機械器具購入費	２分の１	1品につき 50,000円
	近接型離島用設備	１班当たり 1,100千円			1品につき 50,000円
過疎地域等特定診療所設備	医療機器整備費	１か所当たり 16,500千円	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器購入費	２分の１	1品につき 50,000円

１区分	２　種　目	３　基　準　額	４　対　象　経　費	５補助率	６下限額
沖縄医療施設設備	医療機器整備費	厚生労働大臣の必要と認める額	病院として必要な医療機器の備品購入費	４分の３	1品につき 225,000円
奄美群島医療施設設備	医療機器整備費	厚生労働大臣の必要と認める額	病院として必要な医療機器の備品購入費	２分の１	―
へき地保健指導所設備	保健師用自動車	１台当たり 478千円	保健師用自動車購入費	３分の１（ただし、沖縄県にあっては２分の１）	―
へき地医療拠点病院設備	医療機器整備費	１か所当たり 55,000千円	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費	２分の１	1品につき 250,000円
	歯科医療機器等整備費	１か所当たり 27,500千円	へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費		1品につき 50,000円
遠隔医療設備	遠隔医療設備整備費	１か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 １　遠隔病理診断 (1) 支援側医療機関 4,598千円 (2) 依頼側医療機関 14,198千円 ２　遠隔画像診断及び助言 (1) 支援側医療機関 16,390千円 (2) 依頼側医療機関 14,855千円 ３　遠隔手術指導 5,580千円 ４　オンライン診療装置 2,660千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	２分の１	1か所につき 150,000円

１区分	２　種　目	３　基　準　額	４　対　象　経　費	５補助率	６下限額
臨床研修病院支援システム設備	情報通信機器	１か所当たり １　支援側医療機関 7,857千円 ２　依頼側医療機関 7,857千円 （ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、１と２の合算額とすることができる。）	臨床病理検討会（ＣＰＣ）の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	２分の１	―
へき地・離島診療支援システム設備	情報通信機器	１か所当たり １　支援側医療機関 7,857千円 ２　依頼側医療機関 7,857千円 （ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、１と２の合算額とすることができる。）	へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	２分の１	―
離島等患者宿泊施設設備	初度設備費	１室当たり 233千円 （ただし、８室を上限とする。）	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な備品購入費	３分の１	―
分娩取扱施設設備	医療機器整備費	１か所当たり 17,035千円	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費	２分の１	1品につき 100,000円

１区分	２　種　目	３　基　準　額	４　対　象　経　費	５補助率	６下限額
ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備	情報通信機器	１か所当たり １　支援側医療機関（周産期母子医療センター等） 20,000千円 ２　依頼側医療機関（分娩施設等） 10,000千円	ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援の実施に必要なサーバー、モニタ、ディスプレイ等の購入費	２分の１	―
解剖・死亡時画像診断等設備	医療機器等整備費	１か所当たり １　死亡時画像診断室整備の場合 37,180千円 ２　解剖室等設備の場合 53,700千円	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備及び医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）	２分の１	―
実践的手術手技向上研修実施機関設備	医療機器等整備費	１か所当たり 71,191千円	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費	２分の１	―
在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	簡易自家発電装置等整備費	１台あたり212千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費	２分の１	―

１区分	２　種　目	３　基　準　額	４　対　象　経　費	５補助率	６下限額
遠隔ICU体制整備促進事業	情報通信機器	１か所当たり １　支援側医療機関 120,000千円 ２　依頼側医療機関 60,000千円	遠隔ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び附属機器等の購入費	２分の１	―
新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備）	病床確保に係る協定締結医療機関	(1) 簡易陰圧装置の場合 1病床当たり 4,320千円 (2) 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）の場合 1台当たり 9,350千円 (3) 簡易ベッドの場合 1台当たり 51,400円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッドの購入費	２分の１	―
	発熱外来に係る協定締結医療機関	(1) 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）の場合 1台当たり 9,350千円 (2) 簡易ベッドの場合 1台当たり 51,400円 (3) HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の場合 1か所当たり 905千円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の購入費	２分の１	―

１区分	２　種　目	３　基　準　額	４　対　象　経　費	５補助率	６下限額
重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	医療機器等整備費	１か所当たり 16,500 千円	診療所として必要な医療機器等購入費	３分の１	―

（交付決定の下限）

５　３の事業について、４により１品又は１か所につき算出された額が、４の表の第６欄に定める下限額に満たない設備については、交付決定を行わないものとする。

（交付の条件）

６　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の１０％以内の変更を除く。）を要する場合は、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（２）事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（３）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（４）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告しその指示を受けなければならない。

（５）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円（民間団体にあっては３０万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（６）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

（８）補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア　補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第１号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５

０万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（９）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、第４号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には（１）から（９）に掲げる条件（この場合において(１)から(４)、(６)及び(９)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(５)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(９)中「第４号様式」とあるのは「第５号様式」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。

(12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(13) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(14) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

7　この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア　補助事業者は、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ　都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（２）（１）以外の場合

補助事業者は、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（３）なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(変更申請手続)

8　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い毎年度１月２０日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9　この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の（１）のア若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として１月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を

行うものとする。

（２）（１）以外の場合、厚生労働大臣は、７の（２）若しくは８による申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

10　厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

11　この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア　補助事業者は、第３号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ　都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（６の(３)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（２）（１）以外の場合

補助事業者は、第３号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（６の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月１０日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（３）なお、７に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の返還）

12　厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

13　特別の事情により４、７、８及び11に定める算定方法、手続によることができない

場合にはあらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。